

2021年9月6日

福岡高等裁判所 御中

裁判長裁判官 森富義明 様

裁判官 佐藤拓海 様

裁判官 伊賀和幸 様

団体名 長崎県高等学校教職員組合

書記長 佐藤真一郎

住所 長崎県長崎市中川2丁目2-5

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差請求控訴事件への
公正な判決を求めます

私たち長崎県高等学校教職員組合は、石木ダム建設に断固反対しています。裁判ではこの件に関して違法性があるかどうかを審判し、司法の役割を果たすことと思いますが、公共事業に関して地元住民に対する長崎県政の姿勢は横暴を極めています。土地が収用されることに対しては、金銭の補償があるのでしょうか。しかし、コミュニティを崩壊させてしまう補償はありません。人は社会性の中で生活を営んできた存在であり、普段は気づかないものですが、そのコミュニティによって幸福を得て暮らしています。人権として、人と人を結ぶ絆、人と土地とを結ぶ絆も徐々に認識され、その貴重さは今後大きな割合を占めてくるのではないのでしょうか。県政は土地で生活をしている方々の意見に慎重に耳を傾けるべきであり、司法は、野蛮な強制収容や詐欺的手法で公共事業を成し遂げようとする県政に歯止めをかけてください。アメリカ原住民、アイヌ民族、福島第一原子力発電所事故による避難民、ウイグル族の民衆の苦難がなぜ語られてきているのか。行政が人と土地を分断する行為が、たとえ法的に認められていたとしても、いかに野蛮なものかが証明されていると思います。

石木ダムが最初に計画されてから、60年経過してもなお、長崎県は必要性のない石木ダムに巨額の予算を投じようとしています。1世代を25年-30年と考えると、この流域のコミュニティの主張は金銭には変えることができないかけがえのないものです。

審理にご尽力いただいている裁判官の皆様が、国民の負託に応え、公正な判決を示されることを切望いたします。